

東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例
東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例（昭和58年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「第2条第29項第1号」を「第2条第31項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。